

資料 4

企画提案競技審査会要領

(結婚サポータースキルアップ・婚活スキル向上事業に関する業務委託)

1 目的

この要領は、「結婚サポータースキルアップ・婚活スキル向上事業」に関する業務委託の受託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査会の設置

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課内に審査会を設置する。事務局は、同課調整・結婚・若者支援チームに置く。

3 審査員

審査会は、次の審査員をもって構成する。

- (1) 次世代・女性活躍支援課長
- (2) 次世代・女性活躍支援課長が指名する者 2名

4 審査の実施方法

提出された会社概要、企画提案書、女性の活躍推進に関する取組を評価する資料、経費見積書、その他の書類、及び企画提案者によるプレゼンテーションにより審査を実施する。

5 審査の評価方法等

(1) 評価方法

- ① 審査員ごとに別添「企画提案競技評価票」を用い、評価を行う。
- ② 審査による評価は、評価項目それぞれについて評価基準により 5 段階で行い、評価項目ごとの重要度に応じた係数を乗じて評価点を算出する。
- ③ 各審査員の評価点の合計は、255 点満点（各審査員 85 点満点）とする。
- ④ 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組及び経費見積については、事務局において評価点を算出する。

ア.「賃金水準の向上」に関する取組の評価基準

給与等受給者一人当たりの平均 給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3
	2.00%以上	4
	3.00%以上	5

※1 所得税法第 226 条第 1 項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

イ.「女性の活躍推進」に関する取組の評価基準

一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用 促進法※2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定 (女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

ウ. 「経費見積」に係る価格評価点について

価格評価点 = 5点 × (最低見積価格※1 ÷ 見積価格※2)

・最低見積価格を提案した者の得点は5点となり、その他の者は上記計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

※1 = 全提案者中最も低い見積価格

※2 = 当該提案者の見積価格

(2) 評価項目及び評価観点・評価配点

別添「企画提案競技評価票」のとおり。

(3) 評価基準

5段階評価	評価基準
5	企画提案の内容が特に良い
4	企画提案の内容が良い
3	企画提案の内容が普通である
2	企画提案の内容がやや劣る
1	企画提案の内容が劣る

(4) 評価項目別に乗じる係数

評価項目に応じて、次の観点により、乗じる係数を設定する。

乗じる係数	観点
3	重要度が特に高い項目
2	重要度が高い項目
1	上記以外

6 基準点

各審査員の評価点の合計に5(1)④による評価点を加えた点数が180点に満たない場合は、要求水準を満たしていないとして、受託候補者として選定しない。

7 受託候補者の選定

(1) 上記5により算出した合計点が基準点(180点)に達している者に対し、点数の高い順に順位を付ける。

(2) 合計点が同じ者があった場合には、審査員が協議し最終的な順位を決める。

(3) 1番の順位の者を受託候補者として選定する。